

村上市元気応援訪問サービス サービスコード表 (令和6年6月提供分～)

※網掛け部分は単位数変更、斜体下線部分は新設又は名称変更

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位		
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービス11	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1,176単位	1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		39単位	39	1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービス12		2,349単位	2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービス12日割		77単位	77	1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービス13		3,727単位	3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービス13日割	123単位	123	1日につき		
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	12単位減算	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		1単位減算	-1	1日につき	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		23単位減算	-23	1月につき	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		1単位減算	-1	1日につき	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		37単位減算	-37	1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割		1単位減算	-1	1日につき	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算		1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15%減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12%減算			
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15%加算		1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15%加算		1日につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における	所定単位数の 10%加算		1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算		1日につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者への	所定単位数の 5%加算		1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	サービス提供加算	所定単位数の 5%加算		1日につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算	200単位加算	200	1月につき	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)	100単位加算	100	1月につき
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II		(2)生活機能向上連携加算(II)	200単位加算	200	1月につき
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	口腔連携強化加算		50単位加算	50	月1回限度
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(I)	所定単位数の245/1000 加算	1月につき	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員等処遇改善加算(II)	所定単位数の224/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員等処遇改善加算(III)	所定単位数の182/1000 加算		
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算 IV		(4)介護職員等処遇改善加算(IV)	所定単位数の145/1000 加算		
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算 V.1		(5)介護職員等処遇改善加算(V)	介護職員等処遇改善加算(V)(1) 所定単位数の221/1000 加算		
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算 V.2		介護職員等処遇改善加算(V)(2) 所定単位数の208/1000 加算			
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算 V.3		介護職員等処遇改善加算(V)(3) 所定単位数の200/1000 加算			
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算 V.4		介護職員等処遇改善加算(V)(4) 所定単位数の187/1000 加算			
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算 V.5		介護職員等処遇改善加算(V)(5) 所定単位数の184/1000 加算			
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算 V.6		介護職員等処遇改善加算(V)(6) 所定単位数の163/1000 加算			
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算 V.7		介護職員等処遇改善加算(V)(7) 所定単位数の163/1000 加算			
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算 V.8		介護職員等処遇改善加算(V)(8) 所定単位数の158/1000 加算			
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算 V.9		介護職員等処遇改善加算(V)(9) 所定単位数の142/1000 加算			
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算 V.10		介護職員等処遇改善加算(V)(10) 所定単位数の139/1000 加算			
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算 V.11		介護職員等処遇改善加算(V)(11) 所定単位数の121/1000 加算			
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算 V.12	介護職員等処遇改善加算(V)(12) 所定単位数の118/1000 加算				
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算 V.13	介護職員等処遇改善加算(V)(13) 所定単位数の100/1000 加算				
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算 V.14	介護職員等処遇改善加算(V)(14) 所定単位数の76/1000 加算				

※ 業務継続計画未策定減算については、令和7年4月1日から適用する  
 ※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能  
 ※ 「特別地域加算」、「小規模事業所加算」、「中山間地域等提供加算」、「介護職員等処遇改善加算」は支給限度額管理の対象外  
 ※ 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合」、「同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入